

令和8年度 陸前高田市職員採用試験(前期)案内

採用予定日 令和9年4月1日
受付期間 令和8年4月15日(水) 9:00 ~ 令和8年5月8日(金) 23:59
※持参・郵送による受付は行いません。インターネットでお申し込みください。

1 職種、採用予定人数、受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職	若干名	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
一般事務職 (社会人経験)	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれ、民間企業などで職務経験が直近7年中に通算5年以上ある者
一般事務職 (障がい者対象)	若干名	昭和51年4月2日から平成21年4月1日までに生まれ、次に掲げる手帳の交付を受けている者 ・身体障害者手帳 ・都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※ 上記の手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。
保育士	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた者で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有している者、または令和9年3月までに取得見込みの者

注) 採用予定人員は、変更になる場合があります。

なお、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 陸前高田市職員として懲戒処分を受け、その後2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法

試験種目		内 容	
第1次試験	総合適性検査	基礎能力試験 (10:00～11:00 (60分))	言語的能力、数理解理解力、論理的思考力、推理能力、一般教養知識、時事問題や社会常識、英語知識など
		パーソナリティ試験 (11:15～11:50 (35分))	意欲、性格特徴、気質など、個人の持ち味を測定する適性検査
第2次試験	人物試験		公務員としての適格性をみるため、面接試験を行います。

3 試験日程及び会場等

(1) 第1次試験

受験方法は、マークシート方式とテストセンター方式のいずれかを選択していただきます。

ア マークシート方式

試験日	試験会場	受験対象者
令和8年5月31日(日)	陸前高田市役所(陸前高田市高田町字下和野100番地)	全ての受験者

イ テストセンター方式

試験日	試験会場	受験対象者
令和8年5月15日(金)から 令和8年5月31日(日)までの 受験者が選択する日時	テストセンター会場	全ての受験者

(2) 第2次試験

試験日	試験会場	受験対象者
令和8年6月下旬頃	陸前高田市役所(陸前高田市高田町字下和野100番地)	一次試験合格者

(3) 合格発表(予定)

一次試験については6月中旬に、第2次試験については7月中旬に受験者全員に通知します。

4 受験手続

受験申込は、原則として電子申請による受験申込みとします。

市ホームページ(<https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>)の職員採用ページから手続きを行ってください。スマートフォンでも申請することができます。

5 受験上の注意

- (1) 受験票に記載の「注意事項」をよく確認するとともに、試験当日は、受験票（テストセンター会場は本人確認のための身分証明書も）を必ず持参し、係員に提示して確認を受けてください。
- (2) 第1次試験を欠席する場合、陸前高田市会場については連絡の必要はありません。テストセンター会場については別途送付される案内に従ってください。

6 合格から採用まで

第2次試験合格者は、陸前高田市職員採用候補者名簿に登載されますが、採用候補者名簿に登載される者は、採用予定人員に採用を辞退する者等の数を考慮して決定されるので、実際の採用人員より多くなります。したがって、成績順位が下位の場合は採用されない場合があります。また、採用候補者名簿の効力は、原則として、令和9年9月30日までとします。

7 勤務条件等

(1) 給与

ア 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

イ 基準となる現行の月額初任給は、次のとおりです。

大卒	高卒
233,600円	208,000円

※採用前の経歴に応じて一定の基準により加算されることがあります。

ウ 諸手当

扶養、通勤、住居、期末、勤勉手当等がそれぞれの要件で支給されます。

(2) 勤務時間・休日・休暇

ア 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

日曜日、土曜日、祝日は休日です。

イ 1年間に20日間（4月採用の場合、その年（12月まで）は15日間）の年次有給休暇のほか、夏季休暇や結婚休暇などの特別休暇があります。

(3) 福利厚生

福利厚生として、各種健康診断の実施、岩手県市町村職員共済組合等が運営する各地の保養所の利用など種々の充実した制度があります。

8 問い合わせ先

陸前高田市	〒029-2292	0192-54-2111
総務部総務課 職員係	陸前高田市高田町字下和野100番地	(内線314・315)